

交通事故に対する 安全対策

みなさんのような若者の事故の特徴は自爆型（スピードの出し過ぎ等）による無謀運転による事故が多いといわれています。本学でも通学途中の自動車・バイクのスピードの出し過ぎや、原付バイクの2人乗りなどの違反が見受けられます。交通ルールを守るとはもちろんです、安全運転に徹するよう心掛けてください。また、あなたの命を守るヘルメットやシートベルトは必ず正しく着用するようにしましょう。

交通事故を含む各種の事故は毎年4月～6月に集中して発生する傾向があります。慣れない生活環境の中での行動には特に注意してください。

交通事故は、死亡・重傷あるいは後遺症といった肉体的な損失を当事者に与え、学業の中断や絶望と、一瞬にして将来を閉ざすことになってしまいます。また、加害者になれば、金銭的な賠償責任や、刑事責任、運転免許証の行政処分などが科され、学生だからといった猶予はあり得ません。将来にわたり賠償金を払い続ける責任を負うこともあります。本人だけではなく、家族にとってもこれほど不本意なことはありません。

車社会にあって、自動車もバイクも大変便利なものですが、その引き換えに危険と責任を自覚し、覚悟しなければなりません。「交通安全に対する自覚」、「交通道德の向上」、「他人への思いやり」を心掛け、実践することが必要です。交通社会人としての責任を日頃より強く意識し、家族で話し合う機会を是非とも見つけてください。特に、子供や高齢者に対しては、思いやりのある運転を心掛け、安全で充実した学生生活がおくられるよう念願しています。

自動車・ バイク・ 自転車を 運転するときの注意

1. 自動車・バイク

「自動車」は「人動車」

自動車は「人」の意思によって動きます。運転には、その人の性格がそのまま現れています。

まず自分を知ることからはじめよう

運転免許証を持っている人は、教習所で行った適性検査の結果をふまえて、持っていない人は免許証を取得するときに適性検査を受けて、自分の弱点をよく知り、カバー出来る方法を考えましょう。

睡眠不足、精神・身体的に疲労の状態では運転しない

2時間も運転すれば殆どの人は疲れます。腰痛や肩こり、目が疲れる等、色々と疲れます。しかし、一番危険な事は、脳の疲れにより、眠くなることです。大脳は、人の全体重の40分の1の重さにもかかわらず、5分の1の酸素を使用しています。この大脳にとって最大の休息は眠ることです。運転中に「**疲れたなあ**」と思うときは、**既にいつ居眠りをしてもおかしくない危険な状態**なのです。

※居眠り運転で交通事故を起こすと運転免許証は、取り消されます。

過労防止のために

運転は認知、判断、操作の繰り返しです。つまり、休むことの出来ない強制的頭脳労働です。

過労にならないよう次のことに配慮しよう。

1. 出発前に十分な休養を取り、疲労を完全に取除いておくこと。特に夏場は日中が長く、夜も暑いので熟睡しにくく、疲労が蓄積されやすい。
2. 長距離を走るときには、**1.5～2時間おきに最低10分以上の休憩**を取る（休憩する回数が多くなればその回ごとに休憩時間を長くする）。それでも、疲労感のあるときは必ず睡眠をとること。

※休憩の最後には、軽い運動などで体をほぐし、ハンドルを握ると良い。

3. 室内の温度が高すぎると、居眠りを誘う原因となる。温度は低めに設定し、**時々窓を**

開けて換気をすること。

4. 単調な道路やワイパーの音等は眠りを誘うもの。
5. 同乗者（特に助手席の人）は運転手の体調を気使い、**無理をさせない**。
6. 居眠りは伝染するもの。助手席の人が眠ってしまうと、運転手も眠くなっている。**助手席の人は走行中は必ず起きて、絶えず運転手に気を使うこと**。また、助手席では休憩を取ったことにはなりません。

自動車をつなぐ行程、バイクのツーリングは注意！

数台の自動車、バイク等をつなぐ場合、**その隊列をキープすることは不可能**です。無理に隊列をキープしようとすれば無理な追い越しや、割り込みなどで他の車輛の流れを乱し、事故などのトラブルの原因となることがあります。どうしても、複数の自動車等で行動しなければならないときには、次の点に注意しましょう。

1. 道順、休憩場所などを、**事前によく打ち合わせ**をして、もしも相互の車輛が視界から消えても焦らず、決められた場所で落ち合うこと。
2. 当初または、休憩後出発時に決めた順序で走行し、先を走っている車輛を**追い抜いたりしない**こと。
3. 各車両に道路地図、**携帯電話を持った連絡員（運転手以外の人）を定める**。
4. もし、事前に目的地まで下見に行く場合、**運転する人全員（交代する人も）で下見をすること**。それでない、下見に行った人しか道順を把握していないことになる。
5. 不慣れた車輛、任意保険に加入していない車輛の運転をしない。
6. 気象、路面等の状況は適確に判断する。
7. 行程の計画は責任者を決め、その指示に従う。無理な行程の旅はしないように。
8. 運転者は同乗者の命を預かっているという自覚にたち、交通ルールに則った運転を行うこと。特に事故の際の賠償責任は、運転者が負うことはもちろんのこと場合によっては保護者までも責任を負う事があることを肝に銘じておくこと。

帰省時における注意事項

交通量の少ない夜間の走行は、事故の誘因が多くあるので極力避け、ゆとりある行程で運転すること。

2. 自転車

自転車の交通事故や交通違反を無くしましょう。

1. 自転車は大変便利ですが、非常に危険な乗り物です。
2. 自転車は交通法規に従う義務があります。
3. 自転車も車輛と同じ、きちんと交通ルールを守りましょう。
4. 自転車もヘルメットをかぶりましょう。

自転車の主な違反と罰則

\\ 自転車はルールを守って安全運転 //

自転車安全利用五則を守りましょう!

令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定。
また、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっています。

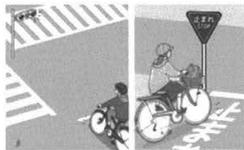
1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は軽車両に該当します。車道と歩道の区別がある道路では車道通行が原則です。道路の左に寄って通行してください。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号、一時停止は必ず守り、道路を横断する際は、安全確認を行いましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間、無灯火では、前方の安全確認ができません。また、周りからも見えにくくなり、大変危険です。



4 飲酒運転は禁止

自転車も、自動車の場合と同様に、お酒を飲んだときは、運転してはいけません。



5 ヘルメットを着用

乗車用ヘルメットは、交通事故時における被害軽減を図る重要な役割を果たします。こどもから大人まで、全ての自転車利用者が乗車用ヘルメットを着用しましょう。



絶対にやめましょう!「ながらスマホ」

自転車運転中に、スマートフォンや携帯電話の画面を見たり操作する、いわゆる「ながらスマホ」が原因となる交通事故の発生が後を絶ちません。中には、事故の相手方である歩行者が亡くなる事故も発生しています。自転車運転中の「ながらスマホ」は、不安定な運転になったり、周囲の自動車や歩行者などに対する注意が不十分になり、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為です。絶対にやめましょう。



自転車運転者講習制度

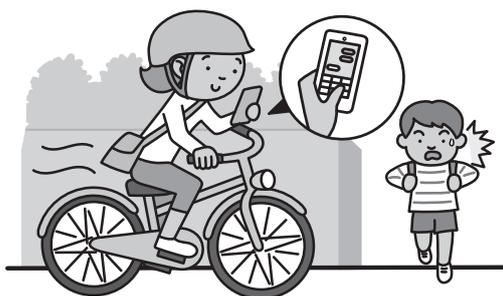
自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為※)を反復して行った者が講習制度の受講対象となります。
(※危険行為:信号無視、指定場所一時不停止、通行禁止違反、通行区分違反等)

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。 ※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

風水害に対する 安全対策

地震

地震対策で大切な事は、いざという時に「人命を守り」「財産を守る」という行動がとれることです。その結果として被害を最小限におさえることになります。したがって、この事を十分に認識して日頃から防災意識をもつことが大切です。

地震にあったら

初期対応と行動

地震を感じたらまず第一に大きさ・強さを判断することが必要であると思われませんが、5つの点に留意して取組んでください。

(1) 落下物から身を守る

教室ではガラスの破損によるけがの危険性があるので机の下に頭を保護するようにもぐり込む。実験・実習室では、机の上の薬品や加熱している液体が身体にかかる恐れがあるので注意する。

(2) 火が出たらすばやく消火

実験・実習中ガス等を使用していたらすばやく火を消す。地震による火災のときは消防力が分散するため出来るだけ初期消火に努めることが重要です。

(3) 先生の指示に従う（あわてて外に飛び出さな）

先生か職員の指示があるまで勝手に教室から飛び出したりしない。その場で指示があるまで待機し、その間に周辺の状況を確認する。

(4) 部屋の出口を確保する

教室の出口に一番近い者は戸を開け避難路を確保する。エレベーターは停電している恐れがあるので利用しない。

(5) 正しい情報に耳を貸せ

たとえ大きな地震でも1分ほど経過すればそれ以上強くなることはまずないと考えてよい。テレビ・ラジオ等で正しい情報に耳を傾けることが大切です。

(6) 負傷者がいるときは救急処置をする。

必要な場合は応援を求め、健康支援センターに担架で負傷者を搬送する。

担架設置場所（3号1階玄関）



地震に備えて

本学でも事務局、学部毎に職員による自衛消防隊が編成されていますが、出火防止や器具の安全措置等次のような点検を行う必要があります。

(1) 火元のまわりは不燃化しておく

(2) 使わない電気器具類はコンセントを抜いておく習慣をつける

(3) 液体燃料を使う設備の安全装置は正しく動作するか

(4) 消火器や屋内消火栓はいつでも使えるようにしているか

(5) 薬品収納棚や容器は床に固定されているか

(6) 実験機械・装置等は十分な強度をもった固定がなされているか。

OA機器の地震対策

パソコンを含むOA機器やAV機器は使用頻度が高いため転倒しやすい場所に置かれている事が多い。少なくとも、ズレ落ち防止や滑りどめシートを敷いたり落下防止金具などを取り付けて事前対策をすることが必要です。そうすることによって地震が起きたとき機器自体を守り、蓄積したデータの保護にもなります。

風水害に対する
安全対策

火災

火の用心 7つのポイント

—防火は自分の手ですすめよう—

- (1) 「火気厳禁」の場所では火気を絶対使用しない
- (2) 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない
- (3) 消火器の使用方法を知り訓練する
- (4) 廊下、階段に物を置かない
- (5) 実験では器具を点検して正しく使う
- (6) 電気器具は正しく使いたこ足配線はしない
- (7) ストープには燃えやすいものを近づけない

消防に関する相談は・・・

水島消防署 TEL 086-444-1190 (水島北幸町四番一号)
いざというときは119番

風水害に対する
安全対策

風水害

風水害は地震や火災と異なり突発的に起きることが少ない。少なくとも数日前から前兆があったりして予測できる災害です。私たちは、被害を最小限に抑えるために万全な予防をして冷静な行動で身を守りたい。

暴風雨（台風）に対する直前対策

(1) 正しい情報を集める

暴風雨に関する警報が岡山県南部に発令された場合全ての授業・試験が休講となるためテレビラジオ等からの情報に注意を払っておくこと

(2) 戸や窓を厳重に閉める

ただし風雨の弱い方向に避難口を確保しておく

(3) 外には出ない

木が倒れたり、瓦、看板が吹き飛ばされたりして頭上に落ちてくる危険性があるので外には出ないようにする

(4) 危険な場所は避ける

(5) 早めに避難する

台風に対する日頃からの注意

- (1) 生活用品を確保する。カンパンや缶詰などの非常食や飲料水を用意しておく
- (2) 非常用品の点検をする。懐中電灯、携帯ラジオ、ろうそくを用意しておく
- (3) 強風の中の浸水した所を歩けるようにロープを用意する
- (4) 雑巾・タオルの準備をする
- (5) 日頃から風水害に備えての避難場所・避難経路を確認しておく

1. 悪質商法のいろいろ

最近全国的に被害・相談が増加している悪質商法

●振り込め詐欺

家族を装い、交通事故や借金、暴力、痴漢などを理由にその示談金、賠償金などの名目で今すぐ必要だからと、お金を振り込ませる悪質な犯罪行為。電話で『おれおれ』と息子をかたる場合が多かったので「おれおれ詐欺」ともいわれていました。

(注) 警察へ問い合わせたり本人の携帯へ連絡して確かめてもらうなど、冷静に対応しましょう。安易にお金を振り込まないようにしましょう。

●架空請求詐欺

使った覚えのないアダルトサイトや出会い系サイトの情報料などを手紙、はがき、メールなどで請求してくるもの。中には裁判所などの公的機関名をかたるケースもあります。

(注) 使った覚えのない請求は何もせずに放っておきましょう。又、警察や親しい人に相談しましょう。むやみに電話したりメールで送信されてきたサイトのURLにアクセスしたりすると相手方に電話番号が把握されてしまいます。絶対に電話したり、メールに記載されているURLへアクセスしてはいけません。

●資格（士・サムライ商法）

「近く国家試験になります。」「試験の傾向がわかる講義の受講や参考書の購入ができます。」「合格すれば関係する仕事を紹介するので、収入も得られます。」などと言って、架空の資格や正規な資格取得を名目に受講料や登録料等を騙し取ったり、高額な教材等を買わせる商法。

●危険、点検、工事商法

トイレファン、屋根瓦、白アリの点検等と言って訪問し「このままでは、熱を持って火事になります。」「屋根瓦がゆるんでおり、雨漏りして家がくさってしまいます。」「白ありがいます。このままでは床が落ちてしまいます。」などと説明し、不安感を起こさせて、新品を取り付けたり工事の契約を取る商法。

●かたり商法

「消防署の方から消火器の点検に来ました。」「郵便局の指導でこの表札を取り付けることになりました。」などと、官公庁から来たかのように、紛らわしい言い方服装で消火器、表札等を売りつける商法。

他のかたりケース

- コンドーム～保健所、市町村職員
- 防犯設備～警察・防犯協会の指定業者
- 学習教材～教育委員会
- 募金・義援金～日本赤十字社、新聞社
- 水道・ガス工事を装うサギ商法

●マルチ、マルチまがい商法

「会員になって購入者を紹介してくれるだけで高収入がえられます。」などと誘いリベートを餌に貴金属、布団、電気製品等の商品を市価の数倍で売り、ネズミ算式に会員を増やす商法。

実態は、組織の破綻・損をする危険性が極めて高く、業者だけが暴利を得る仕組みとなっている。

なお、最近ではインターネットでも類似したケースがみうけられます。

(注) 勧誘を受けた時点は被害者でも、組織に乗って勧誘活動をすれば加害者です。禁止行為（不実の告知、威迫、困惑）に違反して勧誘すれば処罰されます。

●送りつけ商法（ネガティブ・オプション）

突然、注文しない商品を一方的に代金引換郵送等で送りつけ、消費者の勘違いで代金を支払わせたり、一定期間（商品送付後14日目又は、引取請求の日から7日目）内に消費者がうっかり商品を開封したり、処分することを狙って代金を請求する商法。

（注）最近、代金引換郵便でうっかり代金を支払ってしまうという被害が急増しています。
この場合は、注文をしたかどうかを確かめたうえで、代金を支払いましょう。

●内職商法

「誰にでもできる簡単な自宅内職」という新聞折込みチラシ等で内職希望者を募集し、応募してきた人に対し作業用機械を購入させ、作成した製品にはクレームをつけて買い上げなかったり、さらには内職セット代金を取り込んで連絡不通にする商法。

（注）購入した品物が、「営業のために購入した」とみなされる場合はクーリング・オフ制度は適用されないので消費生活センターに相談しましょう。

●催眠（S F）商法

日用品等の大安売りなどを名目に、公民館・専用バスなどの会場に人を集め、はじめは無料配布・格安販売をするが、数に限りがあると競争心をあおり、熱狂的な雰囲気の中で冷静な判断を失わせておいて羽布団や健康食品・器具等高額な商品を買わせる商法。

（注）営業所で契約しても、業者が商品の販売意図を明らかにせずには勧誘した場合はクーリング・オフ制度の対象となります。

●現物まがい商法

「今買っておけば、将来値上がりします。儲かります。」などと言って、金やゴルフ・リゾート会員権等を売りつけ、現物を渡さず『預かり証』と証する紙片を渡し、金銭を騙し取る商法。

●見本工事商法

「お宅は場所が良いので宣伝になるから、モデル工事をさせてほしい。特別価格でできます。」

「キャンペーン中だから特別価格です。」などと言って、今すぐ契約すれば工事価格の値引きの特典があるなどとのセールストークを用いて、ベランダ、カーポート等の取り付け契約をする商法。（話が違うことが多くトラブルとなる。）

●開運（靈感）商法

「この家には靈感がとりついていて、いつかたたりがあります。」などと言って不安にさせ、高額な壺、印鑑、表札、数珠等を売りつけ、又は法外な祈祷料を要求する商法。

●アポイントメント商法

「すばらしい景品が当たりました。」「あなたは、何万人の中から選ばれました。」などと電話で特典のみを強調、勧誘の目的を告げず営業所等に呼び出しては長時間説得し、高額な商品購入や入会契約を取り付ける商法。

●海外商品先物取引商法

「ロンドン市場の金の先物取引は安全・確実、有利な取引で貯金のようなものです。」などと勧誘し、多額の資金を出させ、いざ解約しようとするとき「今やめれば、保証金を失い損をします。まだまだ値上がりします。」などと応じず、最終的には金銭を騙し取る商法。

●ホームパーティ商法

「料理の講習会を開くので、台所を貸してほしい。」などと言って近所の主婦を集めさせ、鍋健康食品、あるいは婦人下着等を高額な値段で買わせる商法。

その他

●宗教について

学生時代は青春のまっただなかであり、人生の目標、その悩みについて語らい、そして宗教、哲学、倫理について大いに論じ合う時期でもあります。青春時代はまさに、信仰、人生の目標、価値観、道徳、日常の習慣などの確立する時期であり、一方、人生に苦悩し不安な日々を過ごす時期でもあるのです。

世の中には、若い諸君をターゲットにした悪質商法（前節参照）や一部の反社会的な新興宗教があります。常日頃から注意し犠牲にならないようにしましょう。

2. 電話勧誘販売とは

販売業者が電話をかけて商品の売買契約締結の勧誘等をして、顧客から郵便、電話等で申し込みを受ける形態のものです。

（教材等の指定商品、スポーツ施設利用等の指定権利、書籍への経歴の記載や資格取得講座等の指定役務が規制の対象になります。）

規制の内容

電話勧誘販売業者は・・・

- ①販売する相手方に、業者名やその電話が売買契約等の勧誘であることなどを告げなければなりません。
- ②契約（申込み）を断った人に対して再び勧誘してはなりません。
- ③電話勧誘によって契約をしたときなどは、遅滞なく（通常3～4日）一定事項を記載した書面を交付しなければなりません。
- ④勧誘を行う場合や契約締結後の解約を妨げるため、嘘を言ったり、人に不安を与えたり、戸惑わせたりする行為が禁止されています。

クーリングオフができます

訪問販売と同様、クーリング・オフができることを書面で知らされた日から8日間は、申し込みの撤回、契約の解除ができます。

3. クーリング・オフ制度

「クーリング・オフ」というのは？

訪問販売などの場合

購入契約締結後の定められた期間内であれば

購入者は販売業者に対し、書面によって、

無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができます。

このとき

損害賠償金や違約金を販売業者に支払う必要はありません。

すでに

頭金や申込金を支払っている

商品を受け取っている

場合は

その金額を返してもらいます

その引き取りに必要な費用は、
販売業者の負担となります



これが、「クーリング・オフ」制度ですが、その方法については
次のことに注意しなければならないことを知っておいてください。

4. クーリング・オフができる条件

①まず、訪問販売・電話勧誘販売による契約であること。

商品	健康食品、観賞用動物、織物、金銀、消火器、書籍、電気製品、健康器具、カメラ、身の回り品、化粧品、コンドーム、家具、羽毛布団、石材製品、工芸品など
権利	ゴルフ・リゾート会員権、英会話サロン利用権など
役務	庭の改良、物品の貸与、スポーツ施設の利用、住居の清掃、家屋の修繕、害虫駆除、結婚相談、学習・資格取得講座の受験など

を **販売したり、提供する業者** が

家庭・集会所等に訪問して行う



電話・郵便などで営業所・事業所等に呼び出して行う



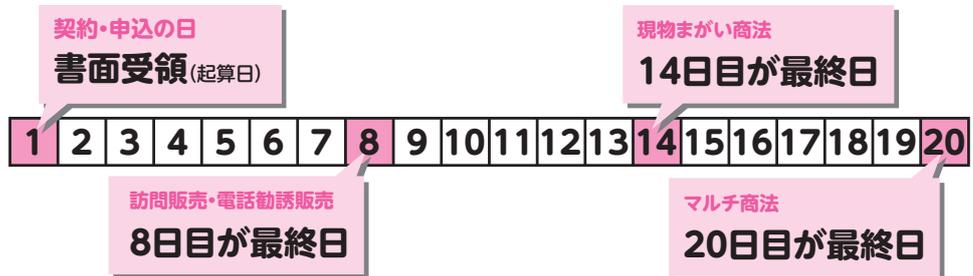
電話をかけてきて契約(申込み)するよう勧誘して行う



このようにして行う商法は

クーリング・オフ可能 (②の条件に合えば…)

②定められた期間内であること。



①訪問販売、電話勧誘販売の場合

クーリング・オフができることを書面で知らされた日から8日間

②マルチ商法の場合

申込時、契約締結時の書面を受領した日から20日間

③現物まがい商法の場合

契約後に業者が書面を渡してから14日間

④海外先物取引の場合

契約を締結した日から14日間を経過した日以降でなければ、顧客から注文を受けてはならないことになっています。この期間を一般にクーリング・オフ期間といっています。

⑤送りつけ商法の場合(ネガティブ・オプション) 商品を開封したり、使ったりしないことが条件

商品を送りつけられた人は、その日から14日間、または販売業者に対して商品の引き取りを請求してから7日間のいずれか早い日が経過したときには、商品を自由に処分できることになっています。

6. わなにかからないための悪質セールスマン撃退10箇条

悪質セールスマン撃退10箇条

悪質な業者は、これまで紹介した手口だけでなくいくつもの手口を組み合わせ、また、法の網をかいくぐるべく関係する法令を研究するなど新手法を次から次へと考えだし、巧妙化しています。

さらに社会の流行を敏感にセールスに取り入れ、商品、システムの特徴に応じた消費者にターゲットを定め、あなたを狙っています。

『うまい話』『簡単に儲かる話』はめったに無く、本当であればセールスマン自身が購入し、入会しているでしょうし、わざわざ見ず知らずの家を訪問したり電話をかけたり、誘ってくれる業者などいないはずですから次の10箇条を頭に入れ、悪質な業者を撃退してください。

①何の用？ しっかり聞こう 身分と要件	～対応は自分のペースで～
②おかしいと 思ったときは ドア閉めて	～対応はドア越しで～
③儲かります そんな言葉に ご用心	～うますぎる話は無い～
④あやしいぞ 人のフトコロ 聞く業者	～財産の話はタブー～
⑤勇気だし はっきり言おう いりません	～優柔不断は相手の思うつぼ～
⑥しつこいな そんな相手は 110番	～根負けせず強い意志で～
⑦迷ったら 一人悩まず まず相談	～第三者の意見を参考に～
⑧サインして あとでしまった もう遅い	～よく契約書を読んでから～
⑨契約はしても お金は後払い	～支払いは冷静に考えて～
⑩油断だめ うまい話は わながある	～相手は騙しのプロ、油断大敵～

被害届・相談は

「今、セールスマンが来てしつこくて、帰ってくれない。」というような時には、迷わず『110番』で警察に連絡しましょう。

おかしい勧誘を受けたり、その結果契約をさせられたというような時には、最寄りの警察署・交番・駐在所に連絡しましょう。

なお、警察本部では相談電話「悪質商法110番」を設置しています。

被害届・相談窓口

フイサインハ クラシヨク
TEL (086) 2 3 1-9 4 4 9

また、悪質な手口による契約締結以外でも
岡山県消費生活センター

TEL (086) 2 2 6-0 9 9 9

において、クーリング・オフに関する
こと、民事的解決に関する
ことなどのアドバイスを受ける
ことができます。

7. 知っておきたい消費者の知識

Q 口約束をただで、押印もサインもしてない。
でも、契約になるのですか？

A 契約とは人と人との約束のことで、当事者が合意すれば口約束でも契約は成立します。

契約書にサインしなくても、印鑑を押してなくても、家庭に訪問して来たセールスマンと「売りましょう」「買いましょう。」と口頭で合意していれば、契約は成立していることになるのです。

契約はいったん有効に成立すると、双方がその内容に責任を負うことになり、「印鑑を押していないから、電話で返事をただけだから、私は契約していない。」と訴えても簡単には解約できません。

したがって、口約束だけでも、契約する気がないのなら契約を解除する手続きをしなければならないのです。

Q クレジットで購入した商品が不良品のときなどは？

A 購入した商品が不良品だったり、商品が届かなかったときなどは、クレジット会社への代金支払停止（抗弁）ができる場合があります。

- まず販売業者に連絡して、問題の解決（商品の引き渡し、修理、交換、サービスの提供など）を図るように交渉しましょう。
- 販売業者で解決されないときは、クレジット会社へ書面で申し出ましょう。

出会い系サイトは危険がいっぱい

1. 出会い系サイトとは？

パソコンや携帯電話から電子メールを通じて交際（出会い）の場を提供するホームページで、誰でも簡単に利用できる「伝言板」のようなものです。

出会い系サイトは、場所や時間に関係なく見知らぬ人と会話ができ、若者の間で流行しています。しかし、中にはよからぬ目的で出会い系サイトを利用している者もあり最近、ニュースや新聞上で「出会い系サイト」が関係する事件・事故が報道されています。サイトの存在が問題視されています。

2. 被害に遭わないためには？

何よりも出会い系サイト等は、利用しないことが一番ですが・・・

○見えない相手を安易に信用しないこと

ネット上のメール交換では相手が見えません。メールの相手が本当に信用できるのか考えてみましょう。

○自分の情報は確実に管理しましょう

自分の住所、氏名、年齢、電話番号、学校名はもちろんのこと、友人の名前など本人が特定できる情報を不用意に教えないこと。

○相手からの呼び出しには絶対に応じない

実際に相手と会うときが最も危険です。安易な気持ちで会う約束をしないように。

ストーカーにねらわれていると思ったら

1. ストーカーの定義

- ①被害者につきまとい、待ち伏せする
- ②被害者の住居やバイト先等へ押しかけたり、付近で監視する
- ③強引な面会・交際の要求
- ④著しい粗野で乱暴な言動
- ⑤無言電話、頻繁な電話・FAX等
- ⑥名誉などを傷つける文書の送付など

これら不愉快と感じる行為を一度でも受けた場合、すぐにチューター・学生課・警察へ相談しましょう。行為が悪質な場合は加害者に対して、警告もしくは禁止命令を発してもらえます。上記の行為が繰り返し行われる場合は、「ストーカー規制法」（平成12年11月施行）により、ストーカー行為として処罰の対象になります。

2. ストーカーの予防法

- (1) 戸締まりを確実に（鍵は2重ロックが望ましい）
- (2) 部屋に遮光カーテンなどを使用する（在宅・不在を悟られないように）
- (3) 人気のない道は一人で通らない（防犯ブザーなどを携帯すること）
- (4) あらかじめ避難場所を見つけておく（通学途中の交番、コンビニなど）
- (5) ドアの開閉・エレベーター内に注意する（逃げ場のない状況をつくらない）

ストーカーの行為がエスカレートする前に最寄りの警察署へ相談しましょう。

※ストーカーについての相談

「岡山県男女共同参画推進センター」 TEL 086-235-3310

痴漢に注意!!

痴漢行為は犯罪であり人権侵害です。被害に遭わないように下記の対処をしましょう。

1. 車内で痴漢を防止するには

- ・電車に乗車する前から周囲に注意する

- ・女性同士で行動する
- ・通学は友人など複数で
- ・カバン等を使ってガードする
- ・満員の電車にはできるだけ乗車しない
- ・毎日同じ時間帯の電車に乗車しない
- ・死角になる場所（ドア近辺、車輻の端、連結部分）に乗車しない

2. 車内で痴漢を撃退するには

- ・被害を受けたら早めに大声を上げる
- ・場所を移動し痴漢から離れる
- ・手をつねる、足を踏む
- ・ボールペンや油性マジックで触っている手に印をつける
- ・近くにいる人に助けを求める（「お父さん！！」などと声をあげる）

3. 車内以外では

- ・防犯ブザーを携行する
- ・不審な車には近づかない
- ・複数で行動する
- ・夜間の外出はなるべく避ける。どうしても夜道を歩く場合は携帯電話で話ながら歩く（話をしているふりをしただけでも効果あり）

緊急時にはためらわず110番通報しましょう。悪質な痴漢には警察官が私服で同行して現行犯逮捕する場合があります。

※電車内での痴漢等についての相談 岡山県警鉄道警察隊
TEL 086-222-7405

人権擁護・ 差別排除について

人間は皆平等であり、性・国籍・人種・宗教・障害・疾病・出身地などによって差別があってはけません。大学には様々な人々がいますので、差別をしたり受けたりする可能性があります。

特に性についてはセクハラが問題になっています。また、留学生に対する差別も問題になっています。

人間は皆平等ということを理解し行動してください。

もし、自己的人権が侵害されていると感じた場合はすぐに相談してください。

恐喝・ 暴行被害について

恐喝・暴行等の事件に巻き込まれないため、深夜の一人歩き（自転車）は避けましょう。また、被害にあったら、ためらわず『110番』で警察に連絡しましょう。また、後日学生課へも届け出てください。防犯に役立ちます。